

○藤沢市地域学校協働本部設置要綱

令和6年9月1日制定

令和8年4月1日最終改正

(目的及び設置)

- 第1条 未来を担う子どもたちの成長を支えるためには、地域と学校が連携及び協働し、社会総掛かりで教育に取り組む必要があることから、地域学校協働活動（社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に規定する地域学校協働活動をいう。以下同じ。）が幅広い地域住民・企業・団体等により学校との適切な連携のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、教育委員会は、同項の規定に基づき、地域住民等と学校との連携協力体制として、別表に掲げる各地域を基本として、地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）を設置する。
- 2 各地域の実情に即して協働本部の設置を進めるため、教育委員会は、学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。）第47条の5に規定する学校運営協議会をいう。以下同じ。）が推薦した団体等を協働本部として認定することで、各地域の協働本部を設置するものとする。
- 3 学校運営協議会からの推薦は、地域学校協働本部推薦書（第1号様式）により行う。
- 4 教育委員会は、協働本部を認定・設置したときは、地域学校協働本部設置通知書（第2号様式）により対象団体等の長に通知するものとする。

(活動内容)

- 第2条 協働本部は、前条第1項に規定する目的を達成するため、地域学校協働活動として、次の事業を実施することができる。
- (1) 対象とする学校の学校運営協議会において、学校や子どもたちのために協議・立案された活動の実施
- (2) 前号に掲げる活動の実施に必要なコーディネート
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象とする学校の児童生徒を含む地域の子どもたちのために実施する地域活動

(コーディネーター)

- 第3条 地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、教育委員会は、各学校にコーディネーターを1人以上置くよう努めるものとする。
- 2 コーディネーターは、当該コーディネーターが担当する学校を対象とする協働本部の構成員となるものとする。
- 3 コーディネーターは、原則として、毎月2時間程度を目安に、継続的に、次に掲げる事項を行う。
- (1) 学校及び学校運営協議会のニーズの把握
- (2) 前号に掲げるニーズと地域住民又は地域団体等とのマッチング
- (3) 地域学校協働活動の実施に向けた調整
- (4) 実施した地域学校協働活動についてのふりかえりや周知

- (5) 学校の実情把握や地域の情報共有等を目的とした学校管理職との面談
- 4 コーディネーターは、学校及び地域の現状を理解し、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、学校運営協議会が推薦した者を教育委員会が認定する。この場合において、当該推薦は藤沢市学校運営協議会コーディネーター推薦書（第3号様式）により行う。
 - 5 教育委員会は、コーディネーターを認定したときは、コーディネーター認定通知書（第4号様式）により当人に通知するものとする。
 - 6 コーディネーターの任期は、原則として、所属する学校運営協議会の任期と同一とする。
 - 7 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 8 コーディネーターは、辞任を申し出るときは、コーディネーター辞任届（第5号様式）を教育委員会に提出するものとする。
 - 9 教育委員会は、前項の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、コーディネーターを解任することができる。
 - (1) 第3条第7項の規定に反したとき。
 - (2) コーディネーターが心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
 - (3) その他解任するに相当する事由が認められるとき。
 - 10 教育委員会は、コーディネーターを解任する場合には、コーディネーター解任通知書（第6号様式）にその理由を示し通知しなければならない。

(組織)

- 第4条 各地域の協働本部は、次に掲げる者のうちから必要と認める者をもって組織する。
- (1) 地域住民
 - (2) 地域等関係団体
 - (3) コーディネーター
 - (4) 学校関係者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、地域学校協働活動の趣旨に賛同する者
- 2 前項に定めるもののほか、各地域の協働本部の組織及び運営に関しては、各協働本部において定めるものとする。

(守秘義務)

- 第5条 協働本部に属する者は、活動上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、協働本部に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和6年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和8年2月26日から適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表 15 地域（第1条関係）

地域	包括する中学校区
片瀬	片瀬中学校
鵜沼	鵜沼中学校
辻堂（湘洋中学校区）	湘洋中学校
辻堂（高浜中学校区）	高浜中学校
村岡	村岡中学校 藤ヶ岡中学校
藤沢（第一中学校区）	第一中学校
藤沢（大清水中学校区）	大清水中学校
明治	明治中学校 羽鳥中学校
善行	善行中学校
湘南大庭	大庭中学校 滝の沢中学校
六会	六会中学校
湘南台	湘南台中学校
遠藤	秋葉台中学校
長後	長後中学校 高倉中学校
御所見	御所見中学校

第 1 号様式（要綱第 1 条関係）

藤沢市地域学校協働本部推薦書

年 月 日

藤沢市教育委員会

学校学校運営協議会

本協議会は次の団体を本協議会の地域学校協働本部として
推薦します。

団体名 _____

以 上

第2号様式（要綱第1条関係）

藤沢市地域学校協働本部設置通知書

年 月 日

会長

藤沢市教育委員会

このことについては、藤沢市地域学校協働本部設置要綱第1条第2項の規定により、次のとおり地域学校協働本部を設置します。

記

1. 地域学校協働本部の名称

2. 連携・協働する学校運営協議会

_____学校運営協議会

3. 設置日

年 月 日

以 上

（担当 教育部教育総務課 電話 50-3556）

藤沢市学校運営協議会コーディネーター推薦書

年 月 日

藤沢市教育委員会

学校学校運営協議会

本協議会は次の者を本協議会のコーディネーターとして
推薦します。

氏名 _____

- ☐ 現・学校運営協議会委員です。
- ☐ 学校運営協議会委員ではないため、別途推薦書を提出します。

以 上

第4号様式（要綱第3条関係）

様

藤沢市立〇〇〇学校学校運営協議会のコーディネーターとして認定します
月額三千円を支給します

期間は 年（令和 年） 月 日から
 年（令和 年） 月 日までとします

年（令和 年） 月 日

藤 沢 市 教 育 委 員 会

第5号様式（要綱第3条関係）

コーディネーター辞任届

年 月 日

藤沢市教育委員会

住 所

氏 名

電 話

藤沢市立 学校学校運営協議会のコーディネーターを辞任したいので、次のとおり届け出ます。

<辞任理由>

辞任希望年月日 年 月 日

第6号様式（要綱第3条関係）

コーディネーター解任通知書

年 月 日

様

藤沢市教育委員会

このことについては、藤沢市地域学校協働本部設置要第3条第9項の規定により、次のとおり解任します。

記

1. 所属する学校運営協議会の名称

藤沢市立 学校 学校運営協議会

2. 解任する期日 年 月 日

3. 解任する理由

（担当 教育部教育総務課）